

支給制限・返納の説明根拠について

1 支給制限の根拠

支給制限の法的な説明根拠については、在職中の功績の没却、違反行為に対する抑止効果、制裁といった考え方があるが、どうか。

なお、返納との関係でも改めて検討するか。

(在職中の功績の没却)

本人の非違行為に基づきまして懲戒免職された者は、功労がなかったとして退職手当が支給されないこととなる

(昭和60年3月29日参議院内閣委員会総務庁人事局長答弁)

職員が懲戒免職、失職等により退職する場合には、一般の退職手当の全額を支給しないこととしているが、これは、勤務の提供があるにもかかわらず、その対価を支給しないこととなっていることから賃金後払いの考え方を前提としていない。また、懲戒免職等により退職した職員の退職後の生活を保障しているとは言えないことから生活保障の考え方で説明することも難しい。もっとも、勤続・功績報償の考え方に基づいても、論理必然的に、懲戒免職等の場合に退職手当の全額を支給しないこととなるとは限らず、そこに懲戒免職等の事由の発生を重視する判断が加わっているといえよう。

(退職制度研究会「公務員の退職手当法詳解<第4次改訂版>」平成18年学陽書房 p.6)

(違反行為に対する抑止効果)

学説においては従来この問題に関して必ずしも広く論ぜられているわけではないが、行政上の措置が「刑事上の責任を問うこと(刑事処罰)」に当たるかどうかは、制裁の程度ではなく、制裁の性質によって決まるものであり、「不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる」ものかどうかによって区別すべきである、二重処罰に当たらないからといって憲法上の保障がなくなるわけではなく比例原則(罪刑均衡原則)からの制約はある、としたものがある。

以上の判例、立法、学説の動向を踏まえ、本懇談会としては、違反行為を抑止するために課される行政上の金銭的不利益処分は、被処分者に対して制裁的な効果をもたらすとしても、刑事罰のように道義的な非難を目的とするものではなく、刑事罰と併科しても、憲法の禁止する二重処罰には当たらないという理解の下に、立法政策論として違反金と刑事罰の在り方を考えることとした。もとより、立法政策的判断においては、比例原則に留意するとともに、制度上、両者の目的の共通性が強まり二重処罰に当たるおそれが生じないようにしなければならない。

(独占禁止法基本問題懇談会「独占禁止法基本問題懇談会報告書」平成19年 p.10)

国家公務員退職手当法

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

(制裁)

刑法（明治13年太政官布告第35号）（廃止）

第十条 左ニ記載シタル者ヲ以テ附加刑ト為ス

- 一 剥奪公権
- 二 停止公権
- 三 禁治産
- 四 監視
- 五 罰金
- 六 没収

第三十一条 剥奪公権ハ左ノ権ヲ剥奪ス

三勲章年金位記貴号恩給ヲ有スルノ権

第三十二条 重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス終身公権ヲ剥奪ス

第三十三条 禁錮ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ官職ヲ失ヒ其刑期間公権ヲ行フコトヲ停止ス

第三十四条 軽罪ノ刑ニ於テ監視ニ付シタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス監視ノ期間間公権ヲ行フコトヲ停止ス

主刑ヲ免シテ止タ監視ニ付シタル者亦同シ

官吏恩給法（明治23年法律第43号）（廃止）

第十二条 恩給ヲ受クル者重罪ノ刑ニ処セラレ若クハ日本臣民タル分限ヲ失ヒタルトキハ恩給ヲ剥奪ス

左ニ掲クル時効ノ一ニ当ルトキハ其間恩給ヲ停止ス

- 一 判任以上ノ官ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキ但商業ヲ営ムコトヲ得ヘキ官職に在ルトキハ此限ニアラス
- 二 公権ヲ停止セラレタルトキ

刑法施行法（明治41年法律第29号）

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第三十三条 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス

2 返納の根拠

返納制度の法的な説明根拠については、不当利得の返還、違反行為に対する抑止効果、制裁、不法行為による損害賠償又は契約に基づく債務不履行による賠償といった考え方があるが、どうか。

(不当利得の返還)

民法

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第七百四条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(違反行為に対する抑止効果)

(制裁)

(不法行為による損害賠償)

民法

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

(契約に基づく債務不履行による賠償)

憲法

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。